



篠山市伝統的建造物群保存地区
保存審議会会長
篠山まちなみ保存会会長

こばやし いちろう
小林 一三さん(73)河原町

国の重伝建地区に選定されたことは、長年この問題に取り組んできただけに、感慨無量のものがあります。中でも、私が住んでいる下河原町は、過去に何回か伝統的な建物の保存について検討してきた経緯があり、それが実を結んだことに大きな喜びを感じています。

観光客の皆さんにまちを歩いた感想を伺うと、「心が落ち着き癒やされる」などといった答えが返ってきます。自分たちの家はもちろん大事な財産ですが、同時に地域の皆さんの大事な財産です。今回の重伝建地区の選定は、いわばスタートライン。この伝統の町並みを後世に伝えるためにも、また、篠山を訪れる皆さんのためにも、美しいまちづくり、住みたいまちづくりに最善を尽くし、市民の皆さんがこの制度を理解し、誇りを持ってPRしていただけるよう努力していきたいと、心新たにしているところです。

これからがスタート
伝統の町並みを後世に

全国で65番目 兵庫県で 2番目 篠山城下町が 国の重伝建地区に選定

往時の姿を今に伝える篠山城下の町並み……。十月十五日、国の文化審議会（高階秀爾会長）がこの「篠山市篠山伝統的建造物群保存地区」を新たに国の重要伝統的建造物群保存地区（重伝建地区）に選定するよう中山成彬文部科学大臣に答申。近日中に行われる官報告示により、全国で六十五番目、兵庫県で二番目の重伝建地区が篠山市に誕生することになりました。そこで今回は、その概要について特集でお伝えします。

伝建制度とは

伝統的建造物群保存地区制度（伝建制度）が生まれたのは昭和五十年。まちづくりの新しい手法として、国によって制度化され、城下町、宿場町、門前町など、全国各地に残る歴史的な集落や町並みの保存が進められるようになりました。

伝建制度は、ほかの文化財保護制度とは少し違い、まず市町村と地域住民の皆さんが話し合い、その地域を伝建地区として決定することから始

まります。つまり、都市計画または条例によって伝統的建造物群保存地区を定めるのです。すると、国はその中から価値の高いものを重要伝統的建造物群保存地区（重伝建地区）として選定。市町村が進める保存事業に対して、都道府県とともに補助金などの財政的支援や技術的指導を行っていくのです。

ですから、保存地区内の建築物などの現状変更を許可したり、修理・修景などの保存事業を主体となって進めたりするのは、あくまでも市町村ということになります。

篠山城下町が重伝建地区に選定

十月十五日に開催された国の文化審議会文化財分科会での審議・議決を経て、「篠山市篠山伝統的建造物群保存地区」を新たに重伝建地区に選定するよう、文部科学大臣に

答申されました。この答申によって、近日中に行われる官報告示を経て、篠山市に全国で六十五番目、兵庫県内で二番目の重伝建地区が誕生する予定です。

重伝建地区の所在は、篠山市東新町、西新町、南新町、北新町、河原町、小川町および立町の各一部。また、その

範囲は、一六〇九（慶長十四）年に築かれた篠山城跡と、その周りに町割りされた武家屋敷、商家町を含む、東西約千五百㍎、南北約六百㍎、面積約四〇・二㍎となっています。

今回の選定では、「近世から近代に建てられた武家屋敷や商家、寺院など、城下町の要素を全体として良く残しており、歴史的風致を良く今日に伝えている」ことが高く評価されました。

篠山市以外では今回、大分県日田市の「日田市豆田町伝統的建造物群保存地区」も重伝建地区に選定。これにより、重伝建地区に選定されている地区（篠山市と日田市を含む）は、全国で五十九市町村・十六地区となります。また、兵庫県内では、唯一神戸市北

良きものを残し次の時代に伝える

豊かな自然、伝統の町並みや芸術・文化……。これら篠山に息づく良きものを残し、次の時代に伝えることは、今の時代に生き、生活する私たちの役割でもあります。

ときに、この重伝建地区に選定されたことにより、地区内の歴史的建物の外観修理や周辺建物の修景などの際に、一定基準の補助を受けることができます。また同時に、地

10月27日から29日までの3日間、篠山市で「伝統的建造物群保護行政研修会」が行われました。北は北海道から南は沖縄までの担当者が集まり、町並み保存の講義を受けたり、実地研修に出かけたりしながら、保存地区についての見識を高めていました



区内で景観を変えるような工事を行うときには、許可が必要となります。

先にも述べましたが、伝建制度は、まちづくりの新しい手法。地域に住む皆さんに、地域の伝統と未来について真剣に考えていただながら、

ともにこだわりを持った魅力あるまちづくりを進めていきたいものです。

なお、伝建地区の範囲や現在までの取り組み経過は、次のページをご参照ください。

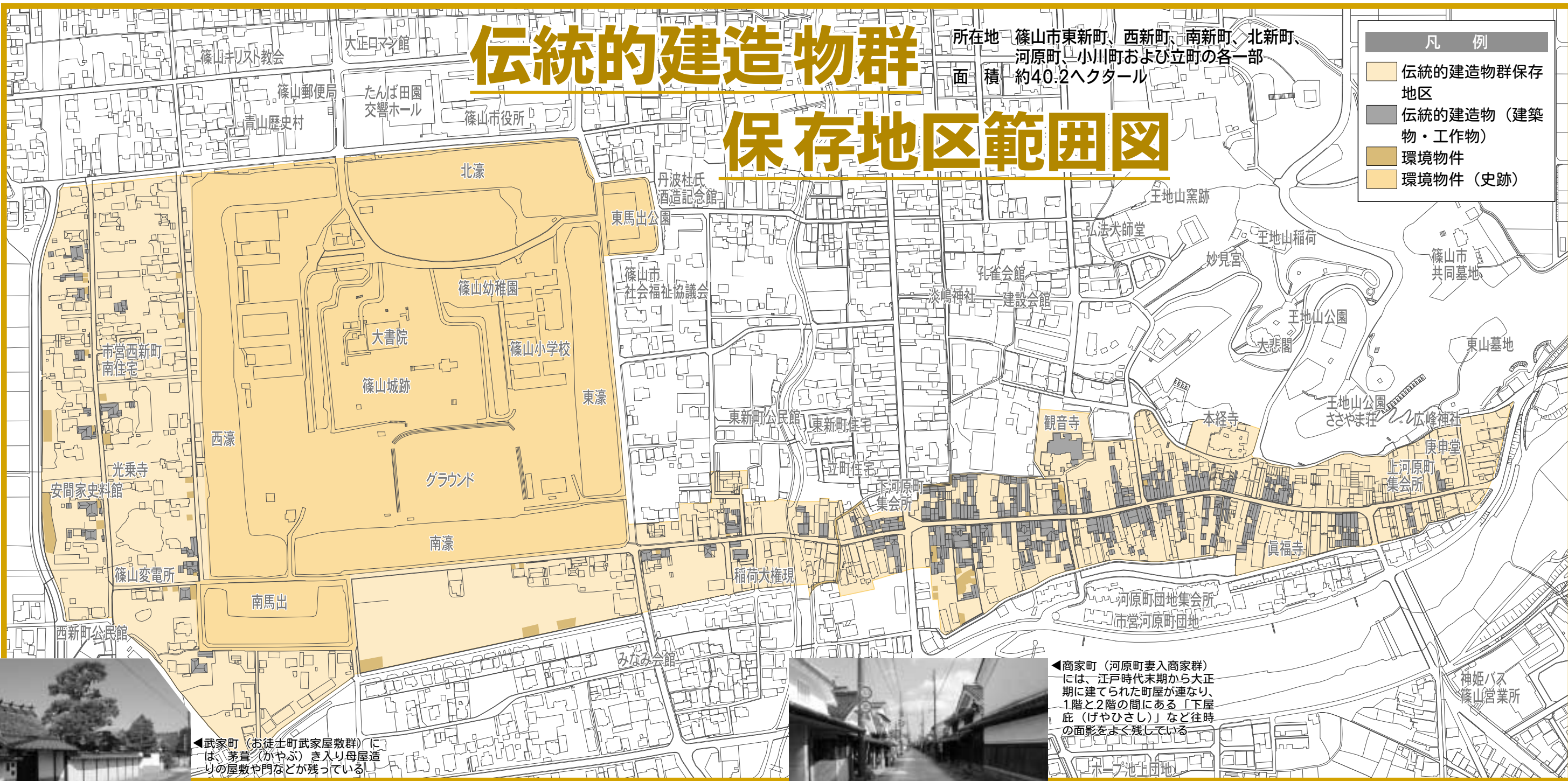
■問い合わせ 教育委員会地域文化課 ☎552・5792



伝統的建造物群 保存地区範囲図

所在地 篠山市東新町、西新町、南新町、北新町、河原町、小川町および立町の各一部
面積 約40.2ヘクタール

凡 例	
	伝統的建造物群保存地区
	伝統的建造物（建築物・工作物）
	環境物件
	環境物件（史跡）



◀武家町（お徒士町武家屋敷群）には、茅葺（かやぶ）き入り母屋造りの屋敷や門などが残っている

◀商家町（河原町妻入商家群）には、江戸時代末期から大正期に建てられた町屋が連なり、1階と2階の間にある「下屋庇（げやひさし）」など往時の面影をよく残している

篠山城下町の保存に向けた 現在までの取り組み経過

- 昭和31年12月28日
篠山城跡が国の史跡に指定
- 昭和46年度～48年度
兵庫県町並み保存計画策定にかかる調査の実施
- 昭和47年
町並み保存懇談会の開催
- 昭和50年
伝統的建造物群保存対策調査の実施
- 昭和51年～53年
町並み保存対策協議会の開催
- 平成5年12月24日
城下町地区が兵庫県の「景観の形成等に関する条例」の景観形成地区に指定
- 平成7年4月1日
武家屋敷安間家史料館が開館
- 平成13年度～15年度
伝統的建造物群保存対策調査の実施
・篠山城下町伝統的建造物群保存問題検討委員会の開催
- 平成15年5月19日
6町自治会長から伝建制度導入の要望書が提出される
- 平成15年7月1日
篠山市伝統的建造物群保存地区保存条例・施行規則を施行
- 平成15年10月6日
篠山市伝統的建造物群保存地区保存審議会に「保存計画」を諮問
- 平成16年3月5日
篠山市伝統的建造物群保存地区保存審議会から「保存地区の範囲と名称」の中間答申が出される
- 平成16年7月21日
篠山市伝統的建造物群保存地区保存審議会から「保存計画」について答申が出される
- 平成16年7月22日
篠山市都市計画審議会から篠山市伝統的建造物群保存地区の都市計画決定について答申が出される
- 平成16年7月27日
篠山市篠山伝統的建造物群保存地区保存計画を決定
- 平成16年7月30日
篠山市篠山伝統的建造物群保存地区を都市計画決定
- 平成16年8月5日
重要伝統的建造物群保存地区選定申し出を文部科学大臣に行う
- 平成16年9月17日
文部科学大臣が重要伝統的建造物群保存地区への選定について文化審議会に諮問
- 平成16年9月22日・23日
文化審議会第2専門調査会が現地調査
- 平成16年10月15日
文化審議会が文部科学大臣に答申
- 平成16年12月（予定）
文部科学大臣が重要伝統的建造物群保存地区選定の告示